

地方応援隊の取組について

【活動目的・概要】

- 条件不利地域の小規模市町村に「隊員」として1自治体2名程度の若手職員を割り当て、**年に数回の現地訪問**や**月一回程度のweb会議等**を通じて、地域課題を整理し、その解決に向けた取組の方向性などを提案。
- 職員同士の人脈を形成し、**国への身近な相談窓口**になることを目指す。
- 若手職員にとっても、**やりがいの向上**や各種事業・施策、**現場に関する知識の蓄積**も期待。
- 省庁横断的、省内横断的な取組を志向していく。

・法律や予算等に基づかない任意の取組
・若手中心に現場に入り活動



【活動内容】

- 令和2年度：国土交通省国土政策局（離島、半島、豪雪地帯等の条件不利地域を所管）において取組開始。
- 令和4年度：対象市町村を公募し、本格的に活動開始。
農林水産省農村振興局においても「地方応援隊」を編成し、国土交通省とともに条件不利地域の市町村をサポート。
- 令和5年度：省内他局庁にも取組を拡大
※国交省23名、農水省21名の計44名。（R7.5.30時点）

年度	R4	R5	R6	R7
参加自治体数	23	39	26	20
道県数	12	9	16	13
隊員数（国交省）	27	38	33	23
隊員数（農水省）	18	36	28	21

※自治体数、隊員数は、その年度の活動開始時点のもの。

【実施体制】

- 農水省農村振興局、国交省国土政策局合同のPTを設置。
- 審議官を顧問、農村振興局・国土政策局の両総務課長を幹事長とし、定例の合同PT会合にて活動報告・相談。